

# 大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画（案）に対する 意見募集の結果について

## 1 概要

川崎区における複数の専門職による多職種連携体制の強化、3管区に分散している業務の非効率性等の解消を行い、行政サービスの質や量を今まで以上に確保することなどを目的に、「①支所・地区健康福祉ステーションの申請・届出業務を川崎区役所に一元化（機能再編）」、「②支所は地域に密着する取組を推進」、「③支所庁舎の建替えに向けた取組を推進」を基本的な考え方とする「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を令和2年3月に策定しました。

基本方針において、共に支え合う地域づくりを推進する身近な拠点として有効に機能するよう建て替えることとした支所庁舎については、建替えに合わせて周辺公共施設との複合化を行うこととして検討を進め、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」を令和3年5月に策定し、こども文化センターや老人いこいの家等を複合化した新施設として整備することとしました。

この度、新施設の機能や整備するスペース、運営の考え方等について検討を進めてきた結果を「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画（案）」として取りまとめ、パブリックコメント手続及び市民説明会を実施し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、パブリックコメント手続では6通 40件の御意見・質問を、市民説明会（参加人数：大師支所8名、田島支所9名）・団体への個別説明（延べ27団体、306名）では118件の御意見・質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

### (1) パブリックコメント手続

意見の募集期間	令和4年6月1日(水)～令和4年6月30日(木) (30日間)	
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール	
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市ホームページ</li> <li>・ 市政だより全市版、川崎区版（6月1日号）</li> <li>・ 各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館（分館含む）、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課で資料の閲覧</li> <li>・ 市民説明会の開催（各支所1回、計2回）</li> </ul>	
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市ホームページ</li> <li>・ 各区役所、支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館（分館含む）、かわさき情報プラザ、市民文化局区政推進課で資料の閲覧</li> </ul>	

### (2) 市民説明会

開催の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市ホームページ</li> <li>・ 市政だより川崎区版（6月1日号）</li> <li>・ パブリックコメント手続実施チラシに記載</li> <li>・ 地域の関係団体等へ案内送付（188団体） など</li> </ul>		
会場、日時、参加人数	田島支所	令和4年6月18日(土)10:00～11:00	9人
	大師支所	令和4年6月18日(土)15:00～16:00	8人

### (3) 団体への個別説明

団体数、参加人数	延べ27団体、306名
----------	-------------

### 3 結果の概要

#### (1) パブリックコメント手続

意見提出数（意見件数）		6通	(40件)
内訳	郵送	0通	(0件)
	持参	0通	(0件)
	F A X	2通	(10件)
	電子メール	4通	(30件)

#### (2) 市民説明会

意見・質問者数（意見件数）	8名	(18件)
---------------	----	-------

#### (3) 団体への個別説明

団体数（意見件数）	24団体	(100件)
-----------	------	--------

### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続では、主に支所及びこども文化センター、老人いこいの家を複合化する新施設の整備や運営などについての御意見、御質問が寄せられました。

市民説明会や団体への個別説明においても、パブリックコメント手続同様の御意見、御質問が寄せられました。

寄せられた意見の内容は、概ね基本計画案に沿った意見や、今後、敷地・建物の設計や施設の管理・運営を検討していくうえでの参考とする意見でした。なお、本計画のスケジュールは、市役所新本庁舎新築工事の工期延長に伴い影響を受けることから、対応の方向性を追記しました。

#### 【パブリックコメント手続における御意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 新施設の整備と運営の方向性に関すること (第5章関係)		2	1 1	2 2		3 5
(2) 施設整備等の進め方に関すること (第6章関係)		1				1
(3) 事業の進め方に関すること			1			1
(4) 複合化する施設の跡地に関すること				2		2
(5) アクセスに関すること			1			1
合 計		3	1 3	2 4		4 0

※ 1通の意見書に複数の御意見が含まれていた場合は、分割して項目ごとに整理しています。

#### 【パブリックコメント手続における御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、「案」に反映したもの
- B 御意見の趣旨が「案」に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 「案」に対する質問・要望の御意見であり、「案」の内容を説明・確認するもの
- E その他

5 主な御意見・質問要旨と本市の考え方（抜粋）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
1	<p><u>新施設の1階は地域活動のショーウィンドウとなるように、外からも中の様子が見える構造を希望する。気軽に立ち寄れるカフェのような。壁面には地域の行事予定や、マップが貼ってあって地域の活動予定や、活動拠点がひと目でわかるように。</u></p> <p><u>また、お茶を飲みながら簡単なミーティングもできる。そこに、まちのコンシェルジュがいろいろな相談や打ち明け話など聞いてくれる。場合によっては同じ趣向者同士を引き合わせてもらえる。いろいろな人が出会いの中での化学反応を引き起こすオープンコミュニティスペースをイメージしたい。</u></p>	<p><u>新施設には、誰もが気軽に立ち寄り、思い思いに利用し、くつろげる共有空間として、市民同士・市民と職員の日常的な交流やイベントなど、地域活動や地域交流を促進するスペースとして多目的に利用できる「まちのリビング」を設けることとしています。</u></p> <p><u>「まちのリビング」として整備するスペースのうち、「市民活動コーナー（打合せ等スペース）」は、様々な活動団体が集い、団体のミーティングや情報発信などに利用できる空間とし、「多目的活動・飲食スペース」は、飲食をしながら地域活動や地域交流を促進する空間としていくこととしています。</u></p> <p><u>また、新施設では、支所行政機能を担う本市職員と市民利用機能を担う指定管理者の連携による施設運営及び地域コーディネート等を行い、利用者同士の交流促進等を図っていきます。</u></p>	B
2	<p><u>施設整備等を担う BTM 事業者と運営（指定管理）の準備期間中に連携するような記載があるが、設計に関して運営側が確認、意見できるとよい。</u></p>	<p><u>新施設の詳細設計の際に、運営事業者の意見を反映できるよう、施設整備事業の契約締結直後に運営を担う指定管理者を募集・選定することとしています。</u></p>	B
3	<p><u>計画案に書かれている「市民・地域活動主体の連携のコーディネート」がこの新しいまちのデザインの要かと思う。実はここが一番難しい、簡単ではない。知恵の出どころだと思っている。指定管理者のソフト人材、社会教育資質の市職員の配置、地域からの人材登用など総合的、複合的なコンシェルジュ機能を考えていただきたい。福祉、教育、まちづくり、まちの元気度は市民参加のグレードアップに帰着すると考えている。与えられたものを消費するだけでなく、自ら創り出していくまちの人々の熱意が町を元気にしていく。</u></p>	<p><u>地域課題の解決に資する市民主体の活動を創出していくためには、支所、こども文化センター、老人いこいの家各々の取組で対応していくよりも、地域で活動する様々な意欲のある主体と連携しながら、複合化する新施設全体の一体的な機能として対応していくことが効果的であると考えています。</u></p> <p><u>新施設では支所行政機能を担う行政への信頼度に基づくコーディネート力や市民利用機能を担う指定管理者が有する知見・ノウハウなどを連携させて、複合化による相乗効果を発揮し、新施設内や地区内での様々な活動が創出・活性化されるよう取り組んでいきます。</u></p>	C

4	<p>市民説明会は参加者が少なく残念だが、これまでのワークショップを踏まえた取組や、今後の出前説明会を予定されているとのこと。<u>まちのデザインは多くの市民参加があつて輝くもの</u>と理解している。<u>これからも丁寧な説明と、意見聴取をお願いしたい。</u></p>	<p>大師支所及び田島支所で開催した市民説明会には、川崎区内にお住まいの方を中心に、2つの会場で計17名に御参加いただきました。また、基本計画（案）の公表以降、町内会をはじめとした地域団体や、複合化することも文化センター、老人いこいの家に関わる団体等の会合などに出向き、これまでに延べ27団体、306名の方への説明を行いました。</p> <p><u>引き続き、地域の方々に整備のプロセスに参加してもらい、愛着の持てる「身近な地域の拠点」となるよう丁寧に取組を進めていきます。</u></p>	C
5	<p><u>新施設が何階建てになるのか、各フロアのレイアウトがどうなるのかについてまだ提示されていないので、次の段階では、案ということで仮の平面図を見せていただけると意見を出しやすい。</u></p>	<p><u>新施設の階数、各スペースや備品の配置などの施設計画（平面図等）については、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用するため、本市において作成した要求水準書に基づき民間事業者が提案する手法としています。</u></p> <p><u>そのため、要求水準書には、実際に利用することとなる地域の皆さんの新施設での活動や過ごし方、空間の使い方などに関する意見を反映していくことが重要と考えていますので、本計画策定後に、参加者が新施設をイメージしやすいような工夫を施したワークショップ形式による意見交換会の実施を予定しています。</u></p>	D

## パブリックコメント手続における御意見の要旨と本市の考え方

※1 通の意見書に複数の御意見が含まれていた場合は、分割して項目ごとに整理するとともに、長文の御意見は必要に応じて要約しています。

### (1) 新施設の整備と運営の方向性に関すること（第5章関係）（35件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
1	<p>新施設の1階は地域活動のショーウィンドウとなるように、外からも中の様子が見える構造を希望する。気軽に立ち寄れるカフェのような。壁面には地域の行事予定や、マップが貼ってあって地域の活動予定や、活動拠点などがひと目でわかるように。</p> <p>また、お茶を飲みながら簡単なミーティングもできる。そこに、まちのコンシェルジュがいろいろな相談や打ち明け話など聞いてくれる。場合によっては同じ趣向者同士を引き合わせもしてもらえ。いろいろな人が出会いの中での化学反応を引き起こすオープンコミュニティスペースをイメージしたい。</p>	<p>新施設には、誰もが気軽に立ち寄り、思い思いに利用し、くつろげる共有空間として、市民同士・市民と職員の日常的な交流やイベントなど、地域活動や地域交流を促進するスペースとして多目的に利用できる「まちのリビング」を設けることとしています。</p> <p>「まちのリビング」として整備するスペースのうち、「市民活動コーナー（打合せ等スペース）」は、様々な活動団体が集い、団体のミーティングや情報発信などに利用できる空間とし、「多目的活動・飲食スペース」は、飲食をしながら地域活動や地域交流を促進する空間としていくこととしています。</p> <p>また、新施設では、支所行政機能を担う本市職員と市民利用機能を担う指定管理者の連携による施設運営及び地域コーディネート等を行い、利用者同士の交流促進等を図っていきます。</p>	B
2	<p>市民活動コーナーについて、利用時間を21時までにしてもらいたい。</p>	<p>市民活動コーナーを含め、市民利用機能提供スペースの利用時間は21時までとします。</p>	B
3	<p>計画案に書かれている「市民・地域活動主体の連携のコーディネート」がこの新しいまちのデザインの要かと思う。実はここが一番難しい、簡単ではない。知恵の出どころだと思っている。指定管理者のソフト人材、社会教育資質の市職員の配置、地域からの人材登用など総合的、複合的なコンシェルジュ機能を考えていただきたい。福祉、教育、まちづくり、まちの元気度は市民参加のグレードアップに帰着すると考えている。与えられたものを消費するだけでなく、自ら創り出していくまちの人々の熱意が町を元気にしていく。</p>	<p>地域課題の解決に資する市民主体の活動を創出していくためには、支所、こども文化センター、老人いこいの家各々の取組で対応していくよりも、地域で活動する様々な意欲のある主体と連携しながら、複合化する新施設全体の一体的な機能として対応していくことが効果的であると考えています。</p> <p>新施設では支所行政機能を担う行政への信頼度に基づくコーディネート力や市民利用機能を担う指定管理者が有する知見・ノウハウなどを連携させて、複合化による相乗効果を発揮し、新施設内や地区内での様々な活動が創出・活性化されるよう取り組んでいきます。</p>	C
4	<p>住民が生涯を通じて学び、地域の交流の場として施設が活用されることを望む。指定管理にした場合も、住民や子どもたちを第一に考えた運営をしてほしい。地域に寄り添うことができる事業者と人物が必要である。</p>		

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
5	<p>市民館などと違う施設のため、各階に受付兼物品管理を行える部屋に職員が常駐し、利用者の安全管理、部屋利用の手続き、遊具の貸し出し等を行う必要があると考える。</p>	<p>施設運営に係る人員配置については、今後実施予定のサウンディング調査での事業者意見等により、適正な配置員数を想定するとともに、整備・維持管理業務に関する選定した事業者提案内容（建物の形状、階数）等も加味して、運営に必要な適正員数を確保していきます。</p>	C
6	<p>平米数も大きく、施設管理、企画運営などに十分な人員配置の検討が必要と考える。</p>		
7	<p>誰もが利用できる施設を目指すためには、受付で利用を把握する支所機能と、入管表などでの利用者（入館者）の連絡先などの把握が必要な児童館、いこいの家機能、どちらを利用するかをわかりやすくするための案内や、動線の工夫が必須です。特に「まちのリビング」を利用する際の把握が課題になると考えます。</p>	<p>入館管理の方法については、ICT 技術の活用も視野に入れて検討します。 また、施設案内については、支所職員と指定管理者が連携して行い、施設利用者の目線に立った動線や運営の検討を行っていきます。</p>	C
8	<p>新施設にはキッチンが設置される予定だが、子育て親子と高齢者が調理と食事を共にして交流を図ることができる場とするために複数のキッチンを設置することを提案する。 （提案理由） 基本計画（案）を踏まえると、経験豊富な高齢者が子育て親子に家庭料理を伝承し、食事を共にして交流を深めることができる場を設置することにより、新施設の機能を一層有効に果たせるものと考え。併せて災害時に温かい食事の提供の場としても活用できる。 「楽しく・食べたくなる食事」をする場を提供することにより、昨今話題として取り上げられている「フレイル予防」にも効果的と考えられ、市民の健康長寿にもつながると考える。</p>	<p>新施設には、食を通じた地域のつながりづくりのため、子ども食堂、老人クラブの会食会、料理教室などの活動にも利用できるよう、多目的活動・飲食スペース内にキッチンを設置します。 今後、市民意見やサウンディング調査等を踏まえ、新施設の利用を想定した上でキッチンの仕様等を検討し、施設整備に関する要求水準書を作成していきます。</p>	C
9	<p>キッチン機能は、大規模なイベントや共同の調理イベントなどができるような設備がよい。（調理室が望ましいが、ない場合は排煙などに課題が生じてしまう）</p>		



No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
10	<p>停電対策として、停電対応型ガスエンジンヒートポンプ（GHP）の導入を提案する。</p> <p>（提案理由）</p> <p>災害時を想定し、停電時においても都市ガス供給が継続する限り空調が利用できることが望ましいと考える。大規模災害時には72時間の電力供給が可能な非常用発電設備等の整備が計画されているが、通常、非常用発電設備の電力は空調設備には利用されない。また、昨今の台風被害においては72時間を超える停電も発生している。太陽光発電等と蓄電池を組み合わせたシステムの導入も有効ではあるが、天候に左右されるため、さらに電源の多重化が必要と考える。</p>	<p>本計画（案）では、大規模災害時においても「支所機能の継続」、「情報収集や広報機能の維持」、「来庁者等の緊急・一時的な避難」等を満たせるよう、防火・防災設備、イントラネットシステム等の情報システム、防災行政無線、災害対応の従事に必要な照明設備など、必要な電力供給範囲への72時間の電力供給が可能な非常用発電設備等を整備することとしています。</p> <p>導入機器の仕様については、今後実施予定のサウンディング調査での事業者意見等を踏まえ、いただいた御意見も参考に維持管理・運営の観点や費用対効果等を含め検討し、施設整備に関する要求水準書に反映していきます。</p>	C
11	<p>空調設備にはガスエンジンヒートポンプ（GHP）と電気式ヒートポンプ：エアコン（EHP）の双方の利点を組み合わせることで高効率運転を実現する「ハイブリッド空調」の導入を提案する。</p> <p>（提案理由）</p> <p>「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」に基づき、市域の再生可能エネルギー導入目標を設定しているが、太陽光発電と蓄電池だけでは天候等に左右され、安定供給性やレジリエンス上の課題が残る。また、電気式空調のみでは、昨今の電力需給のひっ迫や価格高騰についても懸念される。</p> <p>そのためには供給サイドの動きを考慮しながら設備等を考えることが重要で、特に建物で消費するエネルギーの約半数を占める空調エネルギーに関しては、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入とともに、電力と都市ガスを併用する「ハイブリッド空調」の導入により、エネルギー使用量とエネルギー料金を低減しあわせてCO2削減を図ることが可能である。</p>	<p>本計画（案）では、本施設の環境配慮計画について、CO2削減効果の高い設備機器の選定等を検討した上で、未来の子どもたちにも誇れるような環境負荷を低減する建物とし、エネルギーの「見える化」などにも取り組むこととしています。</p> <p>空調設備の仕様や駐車場への電気自動車の充電スタンド設置については、今後実施予定のサウンディング調査での事業者意見等を踏まえ、いただいた御意見も参考に維持管理・運営の観点や費用対効果等を含め検討し、施設整備に関する要求水準書に反映していきます。</p>	C
12	<p>駐車場に、電気自動車の充電コンセントの設置を提案する。</p> <p>（提案理由）</p> <p>充電コンセント設置により、今後拡大すべき電気自動車の利用促進につながり、川崎市が掲げる脱炭素化に向けた行動変容を実現できる。また、同時に駐車場利用率の向上も期待できる。</p>		

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
13	<p>木材利用促進とともに、木材の利用がCO2 排出削減となる事を市民に PR を図ることを提案する。具体的に、カーボンストックファニチャーの導入を提案する。 (提案理由)</p> <p>木材利用を分かりやすく、また産地や固定する CO2 の具体的な量などを明確化することにより、市民が木や地域により親しみを感じ、かつ、利用が役に立つことを考えていただくことで、更なる木材の利用促進につながると考える。</p>	<p>新施設は、多様な市民が集う施設であることから、木材利用促進を含め、市民の環境配慮に向けた行動を促すよう取り組んでいきます。</p>	C
14	<p>新施設が何階建てになるのか、各フロアのレイアウトがどうなるのかについてまだ提示されていないので、次の段階では、案ということで仮の平面図を見せていただくと意見を出しやすい。</p>	<p>新施設の階数、各スペースや備品の配置などの施設計画（平面図等）については、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用するため、本市において作成した要求水準書に基づき民間事業者が提案する手法としています。</p>	D
15	<p>新施設の階数は2～3階建てとあるが、3階建は管理が煩雑になるため、2階建てがよい。</p>	<p>そのため、要求水準書には、実際に利用することとなる地域の皆さんの新施設での活動や過ごし方、空間の使い方などに関する意見を反映していくことが重要と考えていますので、本計画策定後に、参加者が新施設をイメージしやすいような工夫を施したワークショップ形式による意見交換会の実施を予定しています。</p>	
16	<p>各階に多目的トイレや、子どもが利用しやすい小さめのトイレがあるとよい。</p>		
17	<p>各階にトイレ以外の手洗い場が必要と考える。</p>		
18	<p>水分補給（自動販売や冷水機）機能が必要と考える。</p>		
19	<p>洗濯機を置けるスペースがあるとよい。</p>		
20	<p>開館時間が長いため、主要機能を1階に集約し、夜間は上階を閉鎖するなどできるとよい。</p>		
21	<p>静的活動スペースに、「児童がトランプや学習～」とあるが、学習機能は、図書スペースに持たせた方が機能的と考える。</p>		
22	<p>ベビーカー置き場が必要と考える。（屋外なら屋根付き）</p>		
23	<p>市民活動コーナーについて、現状の形態を維持してほしい。予約が取れて、閉鎖された空間（部屋）での打合せや製本などが可能な設備の利用を希望する。</p>	<p>新施設は、現在の市民活動コーナーの機能を継続し、様々な活動団体が、チラシ等の作成や印刷等をできる部屋として作業室を整備し、印刷機やパソコン等の設備を設けていき</p>	



No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
24	<p>新施設には、簡単な事務作業も出来る印刷機、パソコンなどのOA機器の設置を希望する。</p>	<p>ます。 市民活動団体の打合せ等のスペースとしては、個室で行わなくてもよい打合せ等については、まちのリビング等のオープンなスペースで対応できるようにしてまいります。また、個室で行う必要のある打合せ等については、新施設の市民利用機能提供スペースとして設ける諸室や、行政として利用しない時間帯の支所会議室などを柔軟に活用できるよう、運用していきます。</p>	
25	<p>現在のこども文化センターの利用方法と同様、20人程度で予約して利用できる会議室を確保してほしい。</p>	<p>20人程度で予約により利用できるような会議場としては、新施設の市民利用機能提供スペースとして設ける各スペースの利用や、行政として利用しない時間帯の支所会議室などを柔軟に活用できるよう、運用していきます。</p>	D
26	<p>こども文化センター利用のこども達は、自転車利用が多いため、50台くらいの自転車置場の確保をしてほしい。</p>	<p>駐輪場については、「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」に基づく台数を敷地内に設けることとし、概ね50台は確保します。</p>	D
27	<p>駐輪場を広くとる必要があると考える。</p>		
28	<p>現在、大師こども文化センターの庭にある物置の中にある物の置き場所は、どのように考えているか。 子ども会大師支部の所有物の置き場所の確保を要望する。</p>	<p>新施設の敷地内に個別団体の保管スペースを設けることはしておりません。 早めに保管物の整理等を進めてくださるようお願いいたします。</p>	D
29	<p>ICTをふまえてWi-Fiの設置など計画段階から配慮してほしい。</p>	<p>「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての市民利用機能を充実させるためのWi-Fi等の共用設備の導入など、必要な情報環境を整備していきます。</p>	D
30	<p>防災計画がとても重要になる。狭い道路も多いことから、地震や津波、水害等に十分に対策がなされ、安心できる環境整備がとても重要である。家屋の倒壊や火災があれば、長期間にわたって避難する場所にもなりうると思う。自家発電、空調、食料など十分な対策が必要である。</p>	<p>新施設は、災害時における長期にわたる避難場所という位置付けではございませんが、大規模災害発生時においても、来庁者等の緊急・一時的避難等に対応できるよう、非常用発電設備や備蓄品を保管する倉庫等を整備していきます。</p>	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
31	<p>「大師地区複合施設では、大師小学校わくわくプラザ（川崎区東門前 2-6-1）及び四谷小学校わくわくプラザ（川崎区四谷下町 4-1）、田島地区複合施設では、渡田小学校わくわくプラザ（川崎区田島町 14-1）を一体的に運営していきます。」と本文に記載があるが、渡田小学校、大島小学校の”わくわく”廃止は、記述にないため、廃止はないということか。</p> <p>また、田島地区複合施設は、地元の子どもの生活圏を考えると、状況にあったものとはいえない。新施設は、渡田小学校区外にある。”一体的に”では、スタッフは、渡田小学校に”目が向いてしまう”ということになる。現地は、渡田小学校よりも大島小学校に近い。</p> <p>渡田小学校のわくわくプラザは、新施設からは切り離して、独立的な運営とし、その上で、大島小学校、渡田小学校の双方のわくわくプラザと連携が望ましいと考える。</p> <p>新施設には、わくわくプラザの形ではない、しかし、同様な機能もある形にすることが望ましいと考える。選択の数が増えるだけでなく、選択できる機能が増えることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">ほか1件</p>	<p>こども文化センターは、概ね1つの中学校区に1箇所設置しており、それぞれ地域の1～3つのわくわくプラザを所管して、一体的に運営を行っています。現在の大師こども文化センターは、大師小学校わくわくプラザと四谷小学校わくわくプラザを、田島こども文化センターは渡田小学校わくわくプラザを一体的に運営しており、新たに整備する大師地区複合施設と田島地区複合施設においても同様の関係で一体的に運営を行いますので、廃止されるわくわくプラザはありません。</p> <p>また、新たに整備する田島地区複合施設は、現在の田島こども文化センターよりも大島小学校の近くに位置することとなりますが、渡田小学校わくわくプラザからは現在と変わらず田島地区複合施設が近い位置に所在することとなり、また、大島小学校の児童も渡田小学校の児童と同じ条件で利用することができますので、両学校との連携を図りながら現在と同様の関係で運営を行ってまいります。</p>	D
32	<p>支所と指定管理者の執務室を一体化とあるが、利用時間、勤務時間が異なることからセキュリティ面に不安がある。</p> <p>簡易的なシャッターなどを設けるとよい。</p>	<p>新施設の執務スペースについては、執務スペース、ロッカー、休憩室等を一体化し、連携しやすい空間としながら、支所職員の執務室と運営事業者の執務室間のセキュリティを確保していきます。</p>	D
33	<p>屋外に庭がある場合、管理が煩雑になるため、屋上に公園的な機能を持たせるとよい。</p>	<p>緑化については、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき緑化面積率を確保していきますが、緑化に関する外構や屋上の活用方法については、サウンディング調査や市民意見等も踏まえ、検討していきます。</p>	D
34	<p>屋上は浸水災害時の避難に活用できるとよい。</p>	<p>新施設では、大規模災害発生時においても、来庁者等の緊急・一時的避難等に対応していくこととしており、屋上の活用も含め、緊急・一時的な避難等への対応について検討していきます。</p>	D

(2) 施設整備等の進め方に関すること（第6章関係）（1件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
1	施設整備等を担う BTM 事業者と運営（指定管理）の準備期間中に連携するような記載があるが、設計に関して運営側が確認、意見できるとよい。	新施設の詳細設計の際に、運営事業者の意見を反映できるよう、施設整備事業の契約締結直後に運営を担う指定管理者を募集・選定することとしています。	B

(3) 事業の進め方に関すること（1件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
1	市民説明会は参加者が少なく残念だが、これまでのワークショップを踏まえたり、今後、出前説明会を予定されているとのこと。まちのデザインは多くの市民参加があつて輝くものと理解している。 これからも丁寧な説明と、意見聴取をお願いしたい。	大師支所及び田島支所で開催した市民説明会には、川崎区内にお住まいの方を中心に、2つの会場で計 17 名に御参加いただきました。また、基本計画（案）の公表以降、町内会をはじめとした地域団体や、複合化することも文化センター、老人いこいの家に関わる団体等の会合などに出向き、これまでに延べ 27 団体、306 名の方への説明を行いました。 引き続き、地域の方々に整備のプロセスに参加してもらい、愛着の持てる「身近な地域の拠点」となるよう丁寧に取り組を進めていきます。	C

(4) 複合化する施設の跡地に関すること（2件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
1	<p>田島こども文化センター・老人いこいの家の跡地は「土と緑の小楽園」にしていただきたい。幼児の泥んこ遊び、わんぱくな子どもたちの冒険遊び（ターザンロープ、ひみつ基地など）、隣り合う福祉施設、支援学校の人たちにも楽しんでもらえるもの、また、花壇や畑など市民の緑趣向の活動もできるように。</p> <p>ログハウスのようなものは事情が許せば地域のみんなでチャレンジしたいが、コンクリートの箱モノはここでは計画してほしくない。</p> <p>資産である市有地で、いかにお金をかけずに地域の元気を引き出すか。土地があればそこに市民の熱が集まる。今、大師公園際の小さな空き地の実証実験（大師分室敷地活用事業）で、すごいエネルギーが集まっている。田島地域でも必ず埋もれたエネルギーがある。</p> <p style="text-align: right;">ほか1件</p>	<p>田島複合施設供用開始後の田島こども文化センター及び田島老人いこいの家の建物及び敷地については、「資産マネジメント第3期実施方針」の考え方に基づき、他の行政用途への転用や売却・貸付等の「資産保有の最適化」に向けた検討を進めていきます。</p>	D

(5) アクセスに関すること（1件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	対応区分
1	<p>施設の整備にあたっては、これまでの利用がしづらくなならないように配慮する必要がある。とりわけ交通機関は、川崎駅間からの縦の経路に対して、横の地区どうしの経路が不便な傾向にある。子どもたちや高齢者が訪問しやすい交通整備が必要であると考え</p>	<p>交通アクセスに関しては、これまでバス事業者との情報共有・意見交換を行ってきました。今後も取組の進捗等に応じて、バス事業者等との情報共有・意見交換を継続していきます。</p>	C

【参考】 市民説明会、団体への個別説明における意見・質問と本市の考え方（118件）

(1) 新施設の整備と運営の方向性に関すること（第5章）（86件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	<p>公共施設の整備をハード面で考えると失敗する。各施設でどのような取組が行われているのかを把握することが重要である</p>	<p>本計画で示した、新施設の基本方針の5つの柱の実現に向けて、ハード面の検討と合わせて、市民利用機能として提供するサービス・コンテンツの内容とその効果的・効率的な提供手法などのソフト面についての検討を進めていきます。</p> <p>また、施設整備に関する契約締結直後に運営を担う指定管理者を募集・選定することで各事業者が連携し、詳細設計の検討に運営事業者の意見を反映できるようにしていきます。</p>
2	<p>新施設は内装などの見た目も大事。地域の居場所として気持ちが癒されるようなものがあるとよい。</p>	<p>本計画では、地域に親しまれ、誰もが気軽に立ち寄りたくなる「地域のシンボルとなる拠点」を「新施設の基本方針」の5つ柱のうちの1つとしています。新施設は、今まで以上に地域の居場所として親しまれ、誰もが立ち寄りたくなるような愛着を持てる施設を目指し、いただいた御意見も参考にしながら施設整備の取組を進めていきます。</p>
3	<p>機能再編の取組によって民生委員児童委員協議会との調整の仕事は支所で行うようになるようなので、地域にとってよい施設となるよう取り組んでほしい。</p>	<p>機能再編後の支所では、地区民生委員児童委員協議会との連絡調整を行います。本計画で示した新施設の整備と運営のめざすべき「新施設の基本方針」の5つの柱に基づき、地域にとってよい施設となるよう取組を進めていきます。</p>
4	<p>新施設に期待したいのは市民参加のステージアップ。市民、指定管理者、市職員の3者がどう主体的に運営に関わっていくのか。市民が自分達のまちをつくる意識が必要である。</p>	<p>新施設では支所行政機能を担う行政への信頼度に基づくコーディネート力や市民利用機能を担う指定管理者が有する知見・ノウハウなどを連携させて、複合化による相乗効果を発揮し、新施設内や地区内での様々な活動が創出・活性化されるよう取り組んでいきます。</p>
5	<p>大師地区複合施設については、大師公園が目の前にあるので利用者が多いと思うが、田島の利用者を増やす工夫が必要である。</p>	
6	<p>町内会を中心とした既存の地域との合意形成の回り方は難しいところもある。田島地区においては、コロナ禍での食糧支援活動をはじめとして、地域と繋がりをもった活動を進めている施設が存在しており、複合施設の活用についても施設での連携も見据えて、開かれた議論をしていくことが大事だと考える。</p>	
7	<p>ルールの設定でうまくいくのだろうか。学校は午前中で終わるときもあれば、長期休暇などもあり、簡単には行かないと思う。指定管理期間が5年というのは1回決めたルールが5年間は</p>	<p>「まちのリビング」については、誰もが気軽に立ち寄り、思い思いに利用し、くつろげる共有空間として、市民同士・市民と職員の日常的な交流やイベントなど、地域活動や地域交流を促進するスペースとして、多目的に利用できる空間としますが、その</p>



No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	変えられないということか。	<p>他の諸室については、児童の利用動向に応じた専用利用時間帯の設定や優先予約などの利用ルールの設定により、これまでの市民利用機能が継続できるようにしていきます。</p> <p>また、指定管理期間を5年間程度としていますが、指定管理者が柔軟な創意工夫やノウハウを発揮し、利用者の動向等や次の方向性を踏まえた各空間の利用ルールの設定や、各空間において事業の実施を行うことにより、利用者が増加し、交流が生まれ、市民創発につながるような運営を目指してまいります。</p>
8	<p>新施設の運營業務について条例の位置付けやルールなどをシンプルにした方が良い。</p>	<p>こども文化センターは「川崎市こども文化センター条例」、老人いこいの家は「川崎市老人いこいの家条例」と、それぞれ設置の根拠となる条例があり、対象者や事業内容が異なっていますが、新施設は、支所行政機能を含めた複合施設として市と指定管理者が連携し、運営を行っていくこととしています。</p> <p>そのため、多世代が集う「まちのリビング」の運営や、地域のつながりづくり等の事業の実施など、新施設で提供するサービスの内容や市と指定管理者の業務分担等について整理を行った上で、効果的・効率的な施設運営ができるよう、条例のあり方を検討します。</p> <p>また、市民利用機能提供スペースの利用ルールは、利用者の動向等を踏まえ、地域の方々と話し合いながら設定します。</p>
9	<p>新施設において、講座や講演会などで会議室を借りることができるのか。</p>	<p>市民が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として利用できるよう、行政として利用しない時間帯の支所の会議室を含め、施設の諸室等を柔軟に利用できるようなルールを地域の方々と話し合いながら検討していきます。</p>
10	<p>新施設に整備する部屋がたくさんあるように見えるが、利用のしかたは何通りあるのか。</p> <p>また、利用するのにあたり、抽選は避けてもらいたい。</p>	<p>市民が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として利用できるよう、行政として利用しない時間帯の支所の会議室を含め、施設の諸室等を柔軟に利用できるようなルールを地域の方々と話し合いながら検討していきます。</p>
11	<p>地域で存在感のある方が施設を独占してしまうケースが多くなると、使われない施設になってしまうので、独占しないルール作りが必要と考える。</p>	<p>市民が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として利用できるよう、行政として利用しない時間帯の支所の会議室を含め、施設の諸室等を柔軟に利用できるようなルールを地域の方々と話し合いながら検討していきます。</p>
12	<p>特定の団体だけが使って、施設利用の予約が埋まってしまうことが無いようにしてほしい。</p>	<p>新施設には、誰もが気軽に立ち寄り、思い思いに利用し、くつろげる共有空間として、市民同士・市民と職員の日常的な交流やイベントなど、地域活動や地域交流を促進するスペースとして多目的に利用できる「まちのリビング」を設けることとしています。</p> <p>また、市民が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として利用できるよう、行政として利用しない時間帯の支所の会議室を含め、施設の諸室等を柔軟に利用できるようなルールを地域の方々と話し合いながら検討していきます。</p>
13	<p>しかけさえあれば交流が育っていく。そうするとその施設を真に必要とする人たちが集まって自然と交流が生まれていく。管理する側は壁を作りたがるが、管理をし過ぎ、ルールを重んじ過ぎると特定の人が独立的に施設を</p>	<p>新施設には、誰もが気軽に立ち寄り、思い思いに利用し、くつろげる共有空間として、市民同士・市民と職員の日常的な交流やイベントなど、地域活動や地域交流を促進するスペースとして多目的に利用できる「まちのリビング」を設けることとしています。</p> <p>また、市民が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として利用できるよう、行政として利用しない時間帯の支所の会議室を含め、施設の諸室等を柔軟に利用できるようなルールを地域の方々と話し合いながら検討していきます。</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	利用するようになる。	ながら検討していきます。
14	新施設の入館時の記名方法について検討した方がよい。	入館管理の方法については、ICT 技術の活用も視野に入れて検討します。
15	利用者には、氏名・連絡先の記入をお願いしているが子どもは時間がかかる。	
16	新施設は3階建てにし、1階は行政執務室、2階にいきの家及びその他会議室等、3階にこども文化センターと1フロアずつにし、動線を分けるべき。2階建てにした後で3階建てにはすることができないが、3階建てにしてスペースが空いた場合、これまで旧大師分室に入っていた大師包括支援センターを取込んだり、プラザ大師についても同様に取込み、経費削減につながるのではないかと。さらに、危機管理面から考えても、今般の新型コロナのような感染症流行の際に、ソーシャルディスタンスが取れる程度、広く造っておいたほうがよい。21時まで運営するのであれば、出入口の管理も工夫してしっかりできるようにして、子どもたちが安心して利用できるようにしてほしい。	新施設の階数、各スペースや備品の配置などの施設計画（平面図等）については、民間事業者のノウハウや創意工夫を活用するため、本市において作成した要求水準書に基づき民間事業者が提案する手法としています。そのため、要求水準書には、実際に利用することとなる地域の皆さんの新施設での活動や過ごし方、空間の使い方などに関する意見を反映していくことが重要と考えていますので、本計画策定後に、参加者が新施設をイメージしやすいような工夫を施したワークショップ形式による意見交換会の実施を予定しています。
17	新施設の平面図があると具体的な意見が言いやすい。	
18	支所と執務室が一体になると、支所に来た市民から指定管理者が声を掛けられることも生じると考えられる。カウンター・窓口の造りには工夫が必要だと思う。	
19	新施設は広い施設なので、各階に子どもを監視するためのスペースが必要だと思う。	
20	人の少ない時間・曜日によって、上層階の使用をやめられる設計の方が人件費を抑えられる。	
21	新施設には屋根付きのベビーカー置場があった方がよい。	
22	新施設の設計の全てが決まってから地域に示すのではなく、途中の意見反映可能な段階で情報を提供するようにしてほしい。	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
23	新施設は何階建てになるのか。	
24	<p>計画ばかりいつまでも検討していてもどうにもならない。移転後は2～3年で落ち着いてくるかもしれないが、建物は40～50年残る。設計図をどこかの業者に作成させ、市民側が後で直せないのは困る。どのように造っていくのかを早めに示してもらい、図面作成の計画に町内会のメンバーや一般市民の建築士等も入れて進めてほしい。</p>	
25	<p>小さく造ってしまうと何かあったときに使えない。基本的に3階建てを頭に置いておいて、使い勝手については皆さんと話し合えばよい。あくまでも、スペースを大きく取るかたちで3階建てにするということを決めておいて、それから設計に入ってほしい。</p>	
26	<p>施設規模は1,800～2,000㎡となっているが、3階建てなら面積を減らしてもよい。この地域は子どもも多く、近隣で交通事故もあったため、車の出入口も2か所作り、車の動線を分散してほしい。</p>	
27	<p>3階建て、2階建てという議論の中で、防災面から言うと広場がない。駐車場はあるが、何か起きた時に逃がす場所がない。緊急自動車が入ってくる場所もない。まず3階建てにして1フロアずつ管理するというのも可能だろうが、駐車場を多くとればとるほど、空き地ができる。空き地は災害を見ると、仮設テントを建てたり、廃棄物をためたりなど、色々なことができる。1,800～2,000㎡という計画面積に捕らわれると、どこかに歪みが出る。</p>	
28	<p>まちのリビングという考え方は素敵だと思う一方で、自分も老人いこいの家を使える年齢になっているが、子どもたちの声で騒がしかったら帰る。また、大師こども文化センターは「こども110番」の協力施設にもなっているが、公園でなにかが起きた時の子どもたちにとっても「なんでも屋」になっているところがあり、道路を隔てた場所にこども文化センターが移ったとしても、その良さは維持したい。そうし</p>	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	たことも踏まえて新施設に求めるのは次の2点。①子どもと高齢者の入口は分けた2世帯住宅型の施設にすること。②新施設に動的活動スペース（運動）を設けるということであれば、バスケットボールができるようにしてほしい。	
29	こども文化センター・老人いこいの家の入り口を分けず、子どもと高齢者の交流がしやすい造りとしてほしい。	
30	建物の外観は、地域に溶け込める様なものにしてほしい。 近寄りがたいものはやめてほしい。	
31	これまでの役所の様々な計画等でも、意見を聞かれて言ったところで、反映されないということがあった。今回の複合施設に関しても地域住民等と色々と議論しているが、ただのパフォーマンスで、出来上がったものを了承してもらえればいいと思っているのではないかと考えてしまう。早い段階で図面を作って示してほしい。	
32	本当に文句が来るのは、建物ができてからの話。図面上、どんなに良くても、往々にしてそのような問題が起きるので、できれば模型ぐらいのものを作っていた方がもっとわかりやすいと思う。	
33	新施設は3階建てにしてほしい。また、現支所庁舎の福祉事務所部分をなくして敷地を広く使えるようにし、駐車場は2方向から出られるようにしてほしい。津波が来た際に、子どもたちはどこに避難すればよいのか。そういう観点からも3階建てにすべき。	
34	計画案では、新施設の支所機能は17時で閉庁。その他は21時まで出入りできるが、順路を考える必要がある。	
35	設計業者の作った一方的な図面を持ってこられても困る。新施設の図面のたたき台を示し、地域と協議できる場を設けてほしい。たたき台を示して、できるものはできる、できないものはできないとはっきりしてもらえれば、それでよいと思う。	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
36	駐車場については、車の出入りの安全性の確保、防災面から緊急車両の出入りなどを考えても、2方向から出入りできた方がよい。	
37	現在のこども文化センターの集会室が狭い。新施設は、子どもたちが伸び伸び入れる場所を作ってほしい。	
38	新施設は子どもの部分と高齢者の部分でフロアを分ける必要がある。入口も分けて欲しい。	<p>施設内諸室の整備や施設運営にあたっては、現在行われているそれぞれの施設の目的・対象者等のための活動継続を担保する空間を設けつつ、特定の目的や対象者をもって他の目的等による利用を一律制限することなく、未利用時のシェアや時間帯を区切るなどにより、多くの方々に施設利用の機会を提供していきます。</p> <p>新施設の階数や入口については、本計画で示す施設機能を満たした上で、使いやすさや施設が持つ機能のつながりを考慮して、市民意見等も踏まえ検討していきます。</p>
39	子どもと高齢者の施設は階を分けること。静かに過ごしたい人もいる。新施設については、大師・田島ともに同じ階数にしてもらいたい。	
40	庭の管理を行うのは非常に手間がかかる。草刈も必要となる。	<p>緑化については、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき緑化面積率を確保していきます。花壇や庭などは、地域の方々と連携した管理などができるよう検討します。</p>
41	現在の支所の花壇は少ししかない。新施設の花壇は良いものにしてもらいたい。	
42	新施設において、防災に関する強化・見直しはされるのか。	<p>機能再編後の支所では、自主防災組織訓練の支援とともに、避難所運営会議や避難所開設訓練等の地域防災業務を担いは今まで以上に地域との顔の見える関係を構築しながら、様々な地域防災に関する取組を進め、地域防災力を含めた総合的な地域力の向上に努めていきます。</p> <p>また、耐震安全性、耐風や耐津波に関する性能を満たすとともに、浸水対策や停電対策を施した災害に強い建物とし、大規模災害時においても「支所機能の継続」、「情報収集や広報機能の維持」、「来庁者等の緊急・一時的な避難」等を満たせるよう整備していきます。</p>
43	新施設の電気設備や防災備蓄倉庫の配置は、浸水による被害の影響が無いよう高いところに設置するべき。	
44	子どもや老人の施設を複合化するが、道路渡るのは危険であるため、大師公園側から新複合施設2階にオープンデッキを伸ばしてもらって、信号を待たずにこの施設に入るといったことはできないか。	<p>大師公園側から大師地区の新施設2階へのデッキを設けることは難しいと考えていますが、新施設の利用者が大師公園等との行き来をする際における安全を確保するための土地利用計画を検討していきます。</p> <p>また、地区交通安全対策協議会等の地域団体と連携した交通安全キャンペーンを新施設周辺で行うなどの交通安全啓発活動の実施を検討していきます。</p>
45	大師地区複合施設については、大師公園側から道路を渡らないで新施設の2階に入れるようにしてほしい。	
46	大師公園側から歩道橋を伸ばせば道路を介さずに交通事故のリスクがなく	



No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	なるため、そのような歩道橋を設計してほしい。	
47	来館者の自転車の駐輪場を確保し、きちんと整理できるように整備してほしい。来館者は子ども用から大人用まで入り混じる。	駐輪場については、「川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例」に基づく台数を敷地内に設けることとし、概ね 50 台は確保します。
48	現大師支所について、入り口付近や公園側に自転車を置いているが、道路側に 20～30 台置けるような施設にしてほしい。	
49	新施設は駐輪場を増やさなければいけない。子どもたちも来るし、3人乗りの自転車などもかなり増える可能性がある。	
50	案では聞こえの良いことが書かれているが、想定している延床面積で、設定した諸室が全て入るのか疑問。	本計画で示した施設の概算面積は、機能を確保した上で、使いやすさを考慮しながら、検討整理したもので、新施設の機能を効果的・効率的に発揮できる面積規模であると考えています。
51	新施設の延べ床面積は、2,000 m <sup>2</sup> では小さいのではないか。	
52	新施設の市民活動コーナーの印刷機は、周囲に遠慮なく使用できるようにしてもらいたい。	新施設は、現在の市民活動コーナーの機能を継続し、様々な活動団体が、チラシ等の作成や印刷等ができる部屋として作業室を整備し、印刷機やパソコン等の設備を設けていく予定です。 市民活動団体の打ち合わせ等のスペースとしては、個室で行わなくてもよい打合せ等については、まちのリビング等のオープンなスペースで対応できるようにしてまいります。また、個室で行う必要のある打合せ等については、新施設の市民利用機能提供スペースとして設ける諸室や、行政として利用しない時間帯の支所会議室などを柔軟に活用できるよう、運用していきます。
53	新施設の市民活動コーナーは、現在支所にあるものと同じイメージで捉えてよいか。静かにやるような会議もある。	
54	新施設の市民活動コーナーの予約方法はどのようにするのか。 また、現在のこども文化センターは、会議等で使用する場合、専用で部屋を借りられる。そういった使い方ができるようにしてほしい。	市民活動コーナーを含む市民利用機能提供スペースの利用や予約の方法については、市民の皆さまの御意見を伺いながら、検討していきます。
55	新建物が何階建てかわからないが、災害時の避難場所の考え方はどうなっているか。前回の避難所開設の際、大師小学校が満杯で他の場所に回送されたことがあった。	新施設は、災害時における長期にわたる避難場所という位置づけではございませんが、大規模災害発生時においても、来庁者等の緊急・一時的避難等に対応できるよう、非常用発電設備や備蓄品を保管する倉庫等を整備していきます。
56	新施設の動的活動スペース（運動等）の広さはどの程度か。どの様な利用を想定しているのか。	新施設の動的活動スペース（運動等）は、バドミントンや卓球など、現在のこども文化センターの利用状況を踏まえた日常的な運動に利用することを想

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
		定しています。利用者が思い切り体を動かせるよう、面積・天井高を現在より確保し、面積規模は概算で180㎡程度を予定しています。
57	新施設の会議室はどれくらいの規模か。	新施設の会議室は、現在の川崎区役所の会議室と同程度の規模（36人程度×3室）を設ける予定です。なお、3室を1室にまとめて利用することも可能な会議室として整備します。
58	新施設の諸室の利用料金は。	施設の諸室利用は基本的に無料です。ただし、指定管理者の自主事業等による有料イベント等の開催も想定されます。
59	新施設の駐車場の台数が7台では少ない。	新施設の駐車場は、現在の駐車場利用状況や施設利用者の利便性等を考慮した上で、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を参考に、7台程度（うち1台は車いす使用者用）を設置する予定です。
60	新施設では、入浴施設を設けるのか。	入浴施設は、現在の利用状況や「老人いこいの家・老人福祉センター活性化計画（IRAP）」を踏まえ、新施設には整備しないこととします。なお、田島老人いこいの家の入浴事業は、令和3（2021）年に廃止しています。
61	いこいの家やこども文化センターは概ね、中学校区に1か所だと思いが、新しい施設ができると校区内に2か所設置されることになるのか。	新施設を供用開始した時点で、複合化する大師・田島それぞれのこども文化センター及び老人いこいの家は利用を停止することから、中学校区内に2か所ということにはなりません。
62	新施設の相談室を、こども文化センターとしても使いたい。	新施設の相談室は支所行政機能のためのスペースとして整備しますが、閉庁日や閉庁時間帯をはじめ、行政として利用しない時間帯などに指定管理者が利用できるようにするなど、より有効に活用していきます。
63	中高生利用者を増やすには、バドミントンよりもバスケットボールが出来る空間の方が良い。ただし、バスケは本気でやりたい人が集まってしまうため、気軽に皆で遊べるスペースにならない可能性がある。	新施設の動的活動スペース（運動等）等で、バスケットにも利用できるよう検討していきます。
64	既存のこども文化センターよりも人件費が必要な施設になると考えられる。	施設運営に係る人員配置については、今後実施予定のサウンディング調査での事業者意見等により、適正な配置員数を想定するとともに、整備・維持管理業務に関する選定した事業者提案内容（建物の形状、階数）等も加味して、運営に必要な適正員数を確保していきます。
65	お祭りを行うなら、それなりに本格的なキッチンが必要。	新施設には、食を通じた地域のつながりづくりのため、子ども食堂、老人クラブの会食会、料理教室などの活動にも利用できるよう、多目的活動・飲食スペース内にキッチンを整備します。今後、市民意

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
		見やサウンディング調査等を踏まえ、新施設の利用を想定した上でキッチンの仕様等を検討し、施設整備に関する要求水準書を作成していきます。
66	新施設の駐車場の管理は指定管理者が行うのか。	新施設の駐車場の管理については、今後実施予定のサウンディング調査での事業者意見等を踏まえ、維持管理・運営面や費用対効果等を含め検討します。
67	新施設にソーラーパネルは設置するのか。	本計画（案）では、本施設の環境配慮計画について、CO2 削減効果の高い設備機器の選定等を検討した上で、未来の子どもたちにも誇れるような環境負荷を低減する建物とし、エネルギーの「見える化」などにも取り組むとしています。 導入機器の仕様については、今後実施予定のサウンディング調査での事業者意見等を踏まえ、いただいた御意見も参考に、維持管理・運営の観点や費用対効果等を含め検討し、施設整備に関する要求水準書に反映していきます。
68	地域教育委員会事務局を置く場所が無い。	新施設内に個別団体事務局の専用室を設ける予定はありません。
69	こども文化センターの敷地内には子ども会などの倉庫がある。その倉庫は新施設にも設けられるのか。	新施設の敷地内に個別団体の保管スペースを設けることとはしておりません。 早めに保管物の整理等を進めてくださるようお願いいたします。
70	田島こども文化センター・老人いこいの家の敷地が団体の物を置けるスペースとして活用できるとよい。	
71	施設を整備し、わくわくプラザも含めて民間に運営を任せるのであれば、新施設に就学前の子どもの日中一時預かりや日中一時支援の場所を作ってほしい。養護学校卒業後の子どもの居場所も足りない。	新施設に就学前の子どもの日中一時預かりや日中一時支援機能を設ける予定はありませんが、地域団体・地域の方々が、子どもや子育て家庭を支える活動などに施設を利用できるようにするとともに、本市職員と指定管理者の職員が連携し、こうした活動のコーディネート等に取り組みます。
72	多様性を謳う川崎市であるが、新施設にホームレスが来ることも想定される。対応はどう考えているのか。	状況に応じて対応いたしますが、適切な相談先に誘導することなどを含め、支所の職員を中心に適切な対応を行っていきます。
73	こども文化センターが 21 時まで利用するという話があったが、支所の運営時間外の施設管理者についてどうなるのか。	新施設では、土日や夜間などの支所行政機能に関する業務を行わない時間帯も含め市民利用機能を提供しますが、市民利用機能の運営は指定管理者が行います。
74	市民利用機能の開館時間 9 時～21 時とあるが、休みはなしという理解でよいか。	市民利用機能について、年末年始は休館となります。
75	現状の支所、こども文化センター、老人いこいの家の 3 つの施設を合わせた延床面積は 3,200 m <sup>2</sup> 程度である。新	機能再編後の支所における、福祉系団体等に関する事務や、地域防災機能、相談機能などは、川崎区の現状と課題を踏まえた出張所にはない機能です。

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	<p>施設は 1,800～2,000 m<sup>2</sup>で大幅にスペースが減る。職員の執務室が 1,200 m<sup>2</sup>から 270 m<sup>2</sup>に減るとい話はわかるが、2,000 m<sup>2</sup>あったとしても、市民利用が建物全体の半分を占め、支所の役割は本当に少なくなる。川崎市内で支所というのは大師・田島しかないが、機能としては出張所と同程度になると理解した。計画（案）からは様々なことができそうに感じるが、高齢者向け、こども向け、一般社会人向けのスペースとして確保する割には、面積比率が決して高くなく、スペース的には確保できていないと感じる。</p>	<p>また、本計画で示した施設の概算面積は、機能を確保した上で、使いやすさを考慮しながら、検討整理したもので、新施設の機能を効果的・効率的に発揮できる面積規模であると考えています。</p>
76	<p>駐車場について、新施設では何台ぐらいで計画しているのか。支所駐車場が空いていない場合、近隣の駐車場を利用することとなるが、川崎区役所のように、支所利用者について1時間無料にすることはできないか。</p>	<p>新施設の駐車場は、現在の駐車場利用状況や施設利用者の利便性等を考慮した上で、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を参考に、7台程度（うち1台は車いす使用者用）を設置する予定です。</p> <p>近隣駐車場を利用した方への1時間無料の対応については、新施設供用開始以降、駐車場利用状況等を踏まえ、必要に応じて検討します。</p>
77	<p>わくわくプラザの運営も一体的に行うとのことだが、大師小のわくわくプラザ及び四谷小のわくわくプラザを新施設の中に設けるといことか。</p>	<p>新たに整備する大師地区複合施設では、現在の大師こども文化センター同様、大師小学校及び四谷小学校内に設置しているわくわくプラザの運営を行います。</p>
78	<p>現在の田島こども文化センターの位置と田島支所は、学区が違うので子どもが行きづらいのではないか。</p>	<p>複合施設の指定管理者及び支所行政機能を担う本市職員と地域内のその他のこども文化センターの指定管理者との連携などにより、地域の皆さまに多く来館していただけるような運営に努めていきます。</p>
79	<p>子どもと高齢者の施設利用目的が合致しないこともあると思うので、ルールが必要ではないか。</p>	<p>施設内諸室の整備や施設運営にあたっては、現在行われているそれぞれの施設の目的・対象者等のための活動継続を担保する空間を設けつつ、特定の目的や対象者をもって他の目的等による利用を一律制限することなく、未利用時のシェアや時間帯を区切ることなどにより、子どもや高齢者が安心して活動できる場を提供しつつ、多くの方々に施設利用の機会を提供できるよう取り組んでいきます。</p>
80	<p>こども文化センター・老人いこいの家・支所が複合している施設ということで、複数の局にまたがる施設を、行政としてどのように全体運営を考えていくかが非常に大事だと考えている。</p>	<p>本施設の運営については、支所を所管する市民文化局・川崎区役所、こども文化センターを所管するこども未来局、老人いこいの家を所管する健康福祉局などが適切に連携するとともに、市と指定管理者の業務分担等について整理を行った上で、効果的・効率的に行っていきます。</p>
81	<p>時代と共に課題は変化しており、課題に対応していくためには、計画案で示している市職員と指定管理者による</p>	<p>新施設では、支所行政機能を担う本市職員と市民利用機能を担う指定管理者の連携による施設運営及び地域コーディネート等を行い、利用者同士の交流</p>



No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	施設の一体的な運営を行っていくことが望ましいと考えている。	促進等を図っていきます。
82	新施設の延床面積が 1,800~2,000 m <sup>2</sup> とのことだが、最近建てられた生田出張所の面積と階数は。	生田出張所は3階建て、延床面積 1,088 m <sup>2</sup> です。
83	屋上を有効利用できるようにしてほしい。	大規模災害発生時にける緊急・一時的な避難や施設の緑化などにおける施設屋上の活用について検討していきます。
84	みんなが喜んであそこに行きたいと思うような施設ができたらよい。大師と田島では利用の仕方が違う。大師は支所の側に公園があるというのも考えながら色々なことができるためメリットがある。	新施設の整備は、市民意見等を反映させた要求水準書等に基づく民間事業者からの提案により進めていきます。 大師複合施設、田島複合施設の施設整備の発注及び施設運営の発注は個別に行っていきますので、民間事業者を募集する前の要求水準書作成段階において、大師、田島それぞれの施設に求める事項を、参加者が設計等のイメージをしやすいような工夫を施したワークショップの実施などを通じて、施設整備等に関する意見を出し合えるよう取り組んでいきます。
85	大師地区の民生委員・児童委員が行っている「子育てサロン」が新施設で行えるとよい。	新施設に設ける予定の乳幼児室等を活用し、「子育てサロン」を実施していただきたいと考えています。
86	現在、老人いこいの家で健康体操をやっているが、新施設でもできるようにしてほしい。いこい喫茶で食事を作って提供しているが、調理のできるキッチンを確保してほしい。 また、老人会が集まって様々なイベントを実施しているため、支所の会議室等で活動できるスペースを確保していただければ。	新施設に設ける動的活動スペースを活用しての「健康体操」、多目的活動・飲食スペース等を活用しての「いこい喫茶」等を実施していただきたいと考えています。 また、市民が「身近な活動の場」や「地域の居場所」として利用できるよう、行政として利用しない時間帯の支所の会議室を含め、施設の諸室等を柔軟に利用できるようにルールを地域の方々と話し合いながら検討していきます。

## (2) 施設整備等の進め方に関すること（第6章）（4件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	仮庁舎にエレベーターは設置されるか。	仮庁舎にはエレベーターを設置します。
2	田島支所仮庁舎建設時にも、田島こども文化センター等の駐輪場が使用できるようにしてもらわないと困る。	田島支所仮庁舎の整備にあたっては、田島こども文化センター及び老人いこいの家の利用者の安全に配慮するとともに、駐輪場利用等にあたっての支障がないようにします。
3	支所仮庁舎の設置期間、規模、可能な手続きを教えてください。	大師支所・田島支所仮庁舎の設置期間は、機能再編から新施設整備までの約3年間です。 規模については、敷地・建物形状によって変動しますが、概ね600~700 m <sup>2</sup> とする見込みです。 仮庁舎では、新施設供用開始後と同様、地域振興



No.	意見・質問要旨	本市の考え方
		等業務、地域防災機能の提供、一部の相談業務、戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・諸証明・市税関係証明書の発行、統計業務等を取り扱うほか、期日前投票所を設置します。
4	田島支所の仮庁舎が田島こども文化センター・老人いこいの家の敷地に建設されるとお祭りができなくなる。	屋外だけでなく、田島支所仮庁舎、田島こども文化センター、田島老人いこいの家などを活用したお祭りの実施について、皆さまの御意見を伺いながら検討していきます。

### (3) 事業の進め方に関すること（5件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	新施設の整備の際は、過去・現在・未来を考えるべき。時代によって必要なものは変化する。中学生などの意見も聞けるとよい。30年前の支所では、どのような使い方をしていたかを調べてほしい。	<p>本計画では、世代を超えて承継される「地域で受け継がれる拠点」を「新施設の基本方針」の5つ柱のうちの1つとしています。50年先も地域の方々の安全・安心な暮らしを支え、笑顔やつながりをつくり、新たな価値が生まれる「身近な地域の拠点」としていくことを目指し、ワークショップの実施などを通じて、中学生なども含めた多様な市民意見を伺いながら施設整備の取組を進めていきます。</p> <p>なお、現支所庁舎は、水道局出張所や支所税務課の廃止、電話交換業務・用務員業務執行体制見直しなどの組織改編による職員数の減少、住み込みによる管理業務や電話交換業務などの諸室を伴う業務の見直し、その他、食堂の廃止や銀行派出所の廃止、様々な状況変化により、一部のスペースを会議室や倉庫等に転用しています。</p>
2	施設計画の検討にあたり、生田出張所の見学会を開いてもらいたい。	これまでの取組事例を参考としていただくため、市民意見交換会の一環で見学会を開催することを検討しています。
3	出前説明会などで、この計画を各町会や地元の人にも広く説明してもらいたい。	本計画（案）公表に合わせて、出前説明会の開催を関係団体に案内しました。引き続き、団体等の希望に応じて出前説明会に対応していきます。
4	過去に大師で行われた市民説明会に参加したことがあるが、参加人数が非常に少なかった。数人の意見を聞くだけでよいのだろうか。広報に問題があるのではないか。	<p>また、大師支所及び田島支所で開催した市民説明会へ計17名の方に御参加いただいたほか、本計画（案）の公表以降、町内会連合会をはじめとした地域団体や、複合化することも文化センター、老人いこいの家に関わる団体等の会合などに出向き、これまでに延べ27団体、306名の方に説明を行いました。</p> <p>今後も出前説明会の対応やワークショップ形式の意見交換会等を通じて、広く地域の方々への取組の周知に努めていきます。</p>
5	未来をどう考えているのか。親が亡くなった時に市外の施設に入るようなケースもある。この川崎で暮らし続けられるようにしたい。障害者の対応など、計画の中には記載が見当たらない	<p>本計画は、大師地区及び田島地区に整備する複合施設がもつ機能や整備するスペース、運営の考え方、スケジュール等を整理した計画です。</p> <p>なお、本市では、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の</p>

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	い。	実現を地域包括ケアシステムビジョンで掲げているところです。

#### (4) 複合化する施設の跡地に関すること（7件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	複合化する大師こども文化センター及び老人いこいの家の解体後は何ができるのか決まっているのか。	複合化後の大師こども文化センター・大師老人いこいの家の敷地や建物をどのように活用するかについて、現時点では決まっています。大師公園敷地内にあることからパークマネジメント推進方針を踏まえた公園としての活用を基本に検討を進めていきます。
2	新施設の整備により、複合化する大師こども文化センター・いこいの家は使わなくなるのか。	
3	田島こども文化センター、老人いこいの家の跡地利用については、地域に投げかけてもらいたい。	
4	新施設を使うようになった後の、現在の田島こ文・田島いこいの家の建物・敷地はどうなるのか。	
5	新施設ができたなら、今の田島こども文化センター及び老人いこいの家の敷地はどうなるのか。	
6	将来、大師分室敷地には建物を建てるのか。事業者に貸し付けて賃料を得るなどの可能性もあるのか。	
7	現大師支所の1階の床面積はどの程度か。	
		大師複合施設供用開始後の大師分室敷地については、「資産マネジメント第3期実施方針」の考えに基づき、他の行政用途への転用や民間活力導入等の「資産保有の最適化」に向けた検討を進めていきます。現時点で建物を建てるかどうか、事業者に貸し付けを行うかどうかについて決定している事項はありません。
		現大師支所庁舎1階の床面積は約 1,400 m <sup>2</sup> 程度、支所庁舎全体の延床面積は 2,588 m <sup>2</sup> です。

#### (5) アクセスに関すること（3件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	バスの運行を増やして欲しいと要望したが、その後の検討状況はどうか。	交通アクセスに関する御意見は、バス事業者との共有等を行ってきました。現状では、新型コロナウイルスの影響で乗客が減っている状況であること、川崎区役所の機能再編だけでなく地域全体の動向を見ながら路線は検討する必要があるなどのお話を伺っているところです。今後も取組の進捗や社会状況の変化に応じて、バス事業者等への働きかけは継続していきます。
2	以前、支所から区役所行きのシャトルバスなどを整備して欲しいとお願いをした。支所にいる職員運転手が、毎日区役所に行っているようなので、それに乗せてもらうこともできるのではとも考えたが、責任の問題などもあり	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	難しい面もあり、これらの要望は取り下げる。	
3	出張所と支所で違うのだろうが、行政サービス一覧を見る限り、新施設の支所機能は大幅に縮小される。機能再編後は区役所に行く必要が多くなるが、区役所までのバスはなく、電車に乗っていかないといけないなど不便となる。	

#### (6) 機能再編に関すること (13件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
1	田島支所で現在行っている業務を、新施設でも引き続き行ってほしいが、そうでないのであれば、どの手続をどこでやらなくてはならないのか一覧表を作ってほしい。	支所・地区健康福祉ステーションの業務を区役所に一元化することにより、川崎区における困難な課題に的確に対応した専門的・機動的な支援体制を構築していきます。各種申請・手続については、区役所で行っていただくこととなりますが、支所でオンライン相談ができる環境の整備や、臨時窓口の設置、郵送申請可能手続の活用拡大、支所で申請書を受取り川崎区役所へ回送する対応など、区役所まで出向かずに手続等が行えるよう検討を進め、業務が区役所に一元化されることで生じる負担の軽減に取り組むとともに、手続窓口一覧表の作成などを含め、機能再編後の申請・手続窓口等の分かりやすい周知を行っていきます。
2	これまで支所でできていたことを引き続きできるようにしてほしい。国民健康保険証の再発行はどうなるのか。	
3	新施設には、役所の全ての機能をもたせてほしい。また、狭くて使い勝手が悪くならない施設を期待している。	
4	障害者の申請は一定の時期に集中しており、1時間待つこともあり、1か所にして大丈夫か不安である。機能再編後は、どこに相談をすればよいか分かるようにしてほしい	
5	支所利用者は年々変化していく。支所から区役所に移転した業務について、問題になるのは今後1～2年だと思うが、その間、業務が区役所に移行したものについて、支所にPCを置いておき、職員と一緒に手続を補助してくれるなど、極力、支所でカバーをしてほしい。	
6	機能について、支所から区役所に移る業務がわからない。	
7	5～10年後、来庁しなくても済む時代が来るのかもしれないが、現状の段階としては区役所に行くのを減らしてほしい。	
8	地域振興等の機能で福祉系の団体事務を担うとのことだが、具体的な団体	

No.	意見・質問要旨	本市の考え方
	はどこか。	部、社会を明るくする運動地区推進委員会などの社会福祉系団体の連絡調整業務、事務局業務等を担います。
9	地区健康福祉ステーション職員が川崎区役所に一元化されるが、現状、大師支所に何人いて、何人残るのか教えてほしい。	現在の支所及び健康福祉ステーションの職員定数は大師・田島それぞれ約 100 人程度です。機能再編後の支所の職員数は、機能再編後の支所の業務を踏まえ、検討していきます。
10	大師支所を利用する人数はどの程度か。また、機能再編後、それがどの程度の人数になるか想定はしているか。	区役所や支所の来庁人数は把握していませんが、手続ごとの申請等件数は把握しています。 また、機能再編後の支所の利用者は、機能再編後の支所で取り扱う地域振興等業務、地域防災機能、戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・諸証明・市税関係証明書の発行、期日前投票所、市民活動コーナー利用者等に加え、区役所へ一元化する業務のうち、臨時窓口、一部継続する相談業務等に関する利用者等を想定しています。
11	今後、手続きをオンライン化して、タブレットやPCで相手と顔を見ながら話しができるようにすればよいが、将来的に利用者からものすごく要望があれば、逆に、一部機能を支所に戻すということも可能性としてはあるのでは。	機能再編に伴う区役所へ出向くことが負担となる方々への配慮の取組として、支所と区役所をつなぐオンライン相談環境整備や支所への臨時窓口設置の取組等を行っていきます。こうした区役所へ出向くことが負担となる方々への配慮の取組等については、機能再編後、市民の皆さまの声を伺いしながら検証作業を実施していきます。
12	機能再編後は、区役所に来庁者が増えることが想像される。現在でも区役所の2階や3階は混んでいる。	川崎区役所レイアウトについては、現在、川崎区役所庁舎として利用している「パレール三井ビル」の1階から7階に加え、本市組織が利用している12、13階など、利便性の高い行政サービスの提供を行うために必要な床面積確保し、待合スペースや面接室を拡充するなど、来庁者に快適に安心して過ごしていただくレイアウトを検討していきます。
13	支所を利用している人が区役所へ行くと、現状の面積では狭く、やり切れるわけがない。	

「大師地区複合施設・田島地区複合施設 整備・運営基本計画」新旧対照表

※市役所新本庁舎新築工事の工期延長に伴う変更を行った箇所を整理しました。

本編 頁番号	変更後	変更前
P. 58	<p>第7章</p> <p><u>※令和4（2022）年7月に、部材の調達遅延による市役所新本庁舎新築工事の工期延長を公表しました。</u></p> <p><u>第7章のスケジュールは、新本庁舎新築工事の工期延長の影響を受けるため、同工期延長期間等が確定した段階で当計画のスケジュールを見直し、速やかに公表・周知します。</u></p> <p><u>なお、機能再編実施手順等について大きな修正の予定はないことから、ここでは計画（案）公表時点（令和4（2022）年5月）のスケジュールを記載しています。</u></p> <p>1 機能再編の実施時期 <u>（※）</u> （略）</p> <p>2 新施設の整備等スケジュール <u>（※）</u> （略）</p> <p>&lt;取組内容と取組時期&gt; <u>（※）</u> （略）</p>	<p>第7章</p> <p>1 機能再編の実施時期 （略）</p> <p>2 新施設の整備等スケジュール （略）</p> <p>&lt;取組内容と取組時期&gt; （略）</p>
P. 59	<p>&lt;今後のスケジュール&gt; <u>（※）</u> （略）</p>	<p>&lt;今後のスケジュール&gt; （略）</p>

その他、用語・用字の修正などを行っています。